



# 第 8 回会合の主な意見等

---

令和 6 年 10 月 17 日  
事務局

## 公正競争に関する基本的な考え方

### （「構造規制」と「行為規制」による「サービス競争」と「設備競争」の促進）

- **基本的な考え方について賛同。** NTTの線路敷設基盤やその上に設置されるアクセス回線は、他事業者を含めたサービス提供に必要不可欠であり、**公正競争の確保の観点**からは、引き続き**構造規制と行為規制の両方が必要**。（高橋構成員）
- これまで、**行為規制・構造規制の両輪で公正な競争環境が整備**されており、NTTのインフラの運営主体等が変わっていないことに鑑みれば、この**両輪を変える必要はない**。（大谷構成員）

### （公正競争を確保するための検証の制度的担保）

- **検証の場の法定化**について、行為規制・構造規制が十分に機能しているか定期的にモニタリングする仕組みを設けることは、関係事業者にとっての**予測可能性を高める効果が期待**できるため、**賛同**。（大谷構成員）
- 事業活動や規制について市場環境の変化に応じて適正化し、公正競争を確保するため、**検証の枠組みを法的に位置付けるべき**ということとは強調したい。具体的には、**市場の画定（Plan）、制度運用（Do）、市場評価・規制の遵守状況の検証等（Check）、評価・検証結果の公表・制度の見直し（Action）のPDCAサイクル**を回すことが重要。（林構成員）

# 第8回会合の主な意見等

## NTTが果たすべき役割とその線路敷設基盤や電気通信設備の在り方

### (NTTが果たすべき役割)

- アクセス部門の分離がコストベネフィットの観点からよろしくないとするれば、NTTが引き続き線路敷設基盤を維持・開放することが重要なため、**NTTの役割として線路敷設基盤の維持・高度化を位置付けることに賛同。**(高橋構成員)
- 線路敷設基盤等に関するルール的前提となる**NTTの果たすべき線路敷設基盤の維持等の役割は明文化すべき。**(大谷構成員)

### (NTT東西の線路敷設基盤の確保・維持)

- 重要設備譲渡の認可について、メタル縮退に伴って線路敷設基盤を「廃棄」する場合が想定されるが、線路敷設基盤を他事業者が利用する可能性に鑑みれば、**線路敷設基盤を認可対象とするだけでなく、譲渡・担保に加えて「廃棄」も認可対象とすべき。**(林構成員)
- 線路敷設基盤が廃棄される場合の公正競争等への影響に鑑みると、**廃棄も認可対象とすべきという意見に賛同。**ただし、全ての廃棄を認可対象とするのではなく、当該影響が発生し得るもの等に限定すべき。(大谷構成員)

### (NTT東西の電気通信設備の確保・維持)

- **自己設置要件の例外**について、**単なる設備のオフバランス化**は、線路敷設基盤の有効活用や電気通信設備の維持・高度化の観点から、**慎重に検討すべき。**(高橋構成員)
- NTT東西の線路敷設基盤や電気通信設備は、**モバイルを含む他事業者のサービス提供にも不可欠**であり、我が国における適切かつ安定的な電気通信役務の提供の確保を図る上で、**原則として自己設置要件は維持すべきだが、県域業務規制が撤廃された場合の県間設備や、ユニバーサルサービスとしてのブロードバンドにおけるモバイル網の活用等**については、**例外としてよいのではないか。**(林構成員)

## NTT東西のアクセス部門の運営主体の在り方

- アクセス部門の分離に慎重な意見が多かったが、政策の重要な選択肢の一つであり、**NTTと他事業者との間で線路敷設基盤等の利用の同等性を確保**するために必要があれば、今後も議論すべき。（大谷構成員）
- NTT東西のアクセス部門を分離した上で各事業者が同等の立場で競争するのは理想的だが、現実的でないコストが必要なことから、**NTT東西を分離して様々な規律を課す現行制度は重要**。（矢入構成員）

## NTT東西の分離の在り方

- 間接部門の重複によるコストを削減する観点からは、シェアードサービスを徹底的に活用すべきであり、**現時点でNTT東西の統合を認めるべきでない**が、今後、人口減少が厳しくなる中で状況が変化し、東西統合が必要となれば、**公正競争への影響を勘案しつつ、改めて検討**してよいのではないかと。（高橋構成員）
- NTT東西の統合による効率性の利益よりも、**設備競争の促進等の東西分離の意義・価値の方が上回る**と考えられ、コスト改革についてはバックオフィス業務の共通化等の他の方法があり得ることから、**現時点で東西統合の必要性は低い**。（大谷構成員）

## NTT東西の業務範囲（本来業務）の在り方

- 本来業務について県域業務規制を見直す場合、NTT東西が全国に線路敷設基盤を有することに鑑みれば、その上に設置された**固定アクセス回線を用いるサービスの提供に係る業務を基本とすることに賛同**。この際、公正競争の確保に加え、我が国における通信の安定的提供の確保の観点から、**具体的なサービスを省令で規定するなど、明確化すべき**。（林構成員）

## NTT東西の地域電気通信業務以外の業務の在り方

- 電気通信業務以外の業務を柔軟に実施可能とするよう見直すことは必要な場合もあると考えられるが、**実施要件としては、本来業務や公正競争に支障が生じないことを堅持すべき。**（西村（暢）構成員）
- 活用業務等の審査の在り方について、分野によっては競争が激しいためNTT東西は急いでサービスを開始したいのかもしれないが、NTT東西が自ら保有するインフラを背景として抜け駆け的にサービスを提供した場合には、他事業者に与える影響が大きいことから、**従来どおり慎重に審査すべき。**（相田構成員）
- NTT東西の目的達成業務等は、**本来業務と活用業務の中間**に位置付けられると考えられるため、**活用業務の実施要件・確認方法と同等か、それより緩やかな規制**とすべき。（林構成員）

## NTTグループに関する公正競争の確保の在り方

### （NTTに対する累次の公正競争条件の在り方）

- NTTに対する累次の公正競争条件について、市場環境の変化を踏まえて**今日的な必要性を検討し、必要なものについて実効性や透明性の向上の観点から法定化することに賛同。**（高橋構成員）
- NTTに対する累次の公正競争条件について、**条件を課す対象や条件の内容は、市場環境の変化に柔軟に対応できるようにすべき**という点を論点整理として追記すべき。（西村（暢）構成員）

### （電気通信事業者のグループに対する公正競争条件の在り方）

- グループ内再編について、禁止行為規制の潜脱と考えられる事例があった場合には、**事後的な業務改善命令では不十分であり、事前に当該再編を差し止める手段があった方が望ましい。**例えば、グループ内再編に対する登録の更新制度を適用し、公正競争に反する場合には登録の更新の拒否等を行うことが考えられる。（林構成員）
- 電気通信事業者のグループに対する公正競争条件の在り方について、NTTグループは公正競争上の観点からグループ内分離が行われてきた経緯があり、**再び統合することは公正競争に影響を与えるため、グループ内再編について規律が必要。**（KDDI）

## ネットワークの開放等に関する公正競争ルールの在り方

### (メタル固定電話の接続ルールの在り方)

- メタル固定電話の接続ルールの在り方について、非効率性の排除の考え方を接続料の検討において活用しなくなることは考えにくいいため、引き続きLRICを用いることが**適当**。(西村(暢) 構成員)
- メタル固定電話の接続ルールの在り方について、**当面はLRIC方式を使い続けるべき**と発言したが、メタル縮退の状況を踏まえて**将来見直す可能性は残しておくべき**。(高橋構成員)
- メタル固定電話の接続ルールの在り方について、ユニバーサルサービスワーキンググループでも並行して検討しているが、現在メタルで提供されている**公衆電話や安全・安心系のサービスがどう移行されるか**が分からないと議論しにくいことから、当該ワーキンググループと意見交換をしてもよいのではないか。(相田構成員)

### (利用拡大に対応した卸役務に関するルールの在り方)

- 卸に関する規律については、ガイドラインが浸透してきているが、**卸役務の重要性が高まる中で、ガイドラインで必要十分か検討すべき**であり、規制強化もあり得るのではないか。(大谷構成員)

### (禁止行為規制の在り方)

- 禁止行為規制について、事業者シェアを見ると**現時点ではNTTドコモのみを適用対象とするのが妥当だが、今後の事業者シェアの推移を注視して、適用対象の拡大に関する議論の余地を残しておくべき**。(高橋構成員)
- 禁止行為規制の在り方について、卸役務に関する情報の目的外利用の禁止は早急に行うべきという考え方もあるが、まずは**検証をスタート地点として、問題の把握を行うべき**。(西村(暢) 構成員)

## 線路敷設基盤の開放の促進等の在り方

- 線路敷設基盤の開放の促進の在り方について、NTTの線路敷設基盤の公共財としての位置付けを考えれば、NTTの電柱等について、**他事業者との間での利用の同等性の確保は重要**。(大谷構成員)
- 線路敷設基盤の開放の促進の在り方について、**電柱を検証の対象**とし、まずは**問題の把握を行うべき**。(西村(暢)構成員)

## 電気通信事業分野におけるその他の公正競争ルール等の在り方

### (電報事業の規律の在り方)

- 電報事業の規律の在り方について、**利用者保護の観点**から、認可までは不要なものの、**一定の退出規制**や、廃止する場合における**利用者に対する十分な周知**がある方が望ましい。(大谷構成員)
- 電報事業の規律の在り方について、電気通信事業に関する消費者保護ルールの中でも、事業の休廃止に係る周知が定められており、NTTには公営企業のイメージもあるため、**変化する際は丁寧に変化していくことが重要**。(西村(真)構成員)

### (メタル固定電話の料金規制の在り方)

- メタル固定電話の料金規制の在り方について、プライスカップ規制は、公正競争の観点はあるものの、**基本的にはユニバーサルサービスの観点**であり、そちらを注視すべき。(高橋構成員)

### (ネットワークの仮想化・クラウド化等の進展を踏まえた規律の在り方)

- ネットワークの仮想化・クラウド化等の進展を踏まえた規律の在り方について、**新たなネットワークの利用形態が現状とどう異なるのかを明確化**した上で検討すべき。(高橋構成員)
- ネットワークの仮想化・クラウド化等の進展を踏まえた規律の在り方については、まだ新たなネットワークの利用形態の事例が少ないため、今後**利用形態を見極めた上で検討**すべき。また、検討内容は、事業主体の捉え直し、利用者保護、技術基準等、公正競争に留まらず多岐にわたるため、**電気通信事業全体の規律の整合性を確保する必要**があることから、本ワーキンググループだけでなく、今後**新たな場でじっくりと検討**すべき。(林構成員)